

② 認可外保育施設等(病児病後児保育、ファミリー・サポート・センターを含む)を利用している方

令和元年10月より、認可外保育施設等を利用する3歳児クラス(4月1日時点で満3歳を迎えている子ども)から5歳児クラスの子どもたち及び0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化されます。ただし、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※時間外・延長保育料、バス使用料、行事費、給食費は無償化の対象外です。

